

○松本市公設地方卸売市場条例

平成元年3月18日

条例第4号

改正 平成2年3月22日条例第13号
平成5年3月12日条例第26号
平成8年6月27日条例第34号
平成9年3月14日条例第31号
平成11年3月12日条例第19号
平成12年9月22日条例第61号
平成13年3月16日条例第10号
平成15年12月18日条例第77号
平成16年6月24日条例第21号
平成17年9月22日条例第182号
平成18年3月16日条例第6号
平成18年9月22日条例第61号
平成20年12月18日条例第65号
平成23年6月23日条例第24号
平成23年12月14日条例第44号
平成26年3月14日条例第38号
平成27年3月13日条例第2号
平成31年3月18日条例第36号
令和元年9月24日条例第12号
令和2年3月9日条例第15号
令和3年3月22日条例第9号

目次

第1章 総則（第1条—第6条）

第2章 市場関係事業者

第1節 卸売業者（第7条—第22条）

第2節 仲卸業者（第23条—第27条）

第3節 買受人（第28条—第31条）

第4節 関連事業者（第32条—第37条）

第3章 売買取引及び決済の方法（第38条—第48条）

第4章 市場施設の使用（第49条—第57条）

第5章 監督（第58条—第60条）

第6章 市場運営協議会（第61条—第67条）

第7章 雑則（第68条—第75条）

附則

第1章 総則

（目的）

第1条 この条例は、卸売市場法（昭和46年法律第35号。以下「法」という。）に基づき、松本市公設地方卸売市場（以下「市場」という。）の設置及び運営に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

（市場の名称及び位置）

第2条 市場の名称及び位置は、次に掲げるとおりとする。

- （1） 名称 松本市公設地方卸売市場
- （2） 位置 松本市大字笹賀7，600番地の41

（取扱品目）

第3条 市場の取扱品目は、その部類ごとに、次に掲げるとおりとする。

- （1） 青果部 野菜、果実及びこれらの加工品並びに規則で定めるその他の食料品等
- （2） 水産物部 生鮮水産物及びその加工品並びに規則で定めるその他の食料品等
- （3） 食肉部 肉類及びその加工品並びに規則で定めるその他の食料品等
- （4） 花き部 花き及びその加工品

（開場の期日）

第4条 市場は、次に定める日（以下「休日」という。）を除き毎日開場するものとする。

- （1） 日曜日（1月5日、8月15日、8月18日及び12月25日から12月30日までの日曜日は除く。）
- （2） 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日
- （3） 1月2日から1月4日まで、8月16日及び12月31日

2 市長は、前項の規定にかかわらず、特に必要があると認めるときは休日に開場し、又は休日以外の日に開場しないことができる。

（開場の時間等）

第5条 市場の開場時間は、午前5時から午後4時までとする。ただし、市長が市場業務の

運営上特に必要があると認めるときは、これを変更することができる。

- 2 卸売業者（第8条第1項の規定により市長の許可を受けて卸売の業務を行う者をいう。以下同じ。）の行う卸売のための販売開始時間及び販売終了時間は、前項の時間の範囲内で規則で定める。

（開設者の責務）

第6条 市長は、市場の業務の運営に関し、卸売業者、仲卸業者その他の市場において売買取引を行う者（以下「取引参加者」という。）に対して、不当に差別的な取扱いを行ってはならない。

第2章 市場関係事業者

第1節 卸売業者

（卸売業者の数）

第7条 卸売業者の数は、取扱品目の部類ごとに、次に掲げるとおりとする。

- （1） 青果部 2人以内
- （2） 水産物部 2人以内
- （3） 食肉部 2人以内
- （4） 花き部 1人

（卸売の業務の許可）

第8条 卸売の業務を行おうとする者は、市長の許可を受けなければならない。

- 2 前項の許可は、前条の取扱品目の部類ごとに行うものとする。
- 3 第1項の許可を受けようとする者は、許可申請書を市長に提出しなければならない。
- 4 市長は、第1項の許可の申請があった場合において申請が次の各号のいずれかに該当する場合は、同項の許可をしないものとする。
 - （1） 申請者が破産者で復権を得ない者であるとき。
 - （2） 申請者が法の規定に違反して罰金以上の刑に処せられた者で、その刑の執行を終わり、又はその刑の執行を受けることがなくなった日から起算して2年を経過しない者であるとき。
 - （3） 申請者が第13条の規定による許可の取消しを受け、その取消しの日から起算して2年を経過しない者であるとき。
 - （4） 申請者が卸売の業務を的確に遂行するのに必要な知識及び経験又は資力信用を有しない者であるとき。
 - （5） 申請者が市場の仲卸業者又は卸売業者若しくは仲卸業者の役員（当該法人にあつ

て常時勤務し、直接経営に携わっている役員以外の役員を除く。)若しくは使用人であるとき。

(6) 申請者が法人であって、その役員(当該法人にあつて常時勤務し、直接経営に携わっている役員以外の役員を除く。)のうち第1号から第3号まで又は前号のいずれかに該当する者があるとき。

(7) その許可をすることによって卸売業者の数が前条に定める数を超えることとなるとき。

(8) 申請者が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。)又は同条第2号に規定する暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者若しくは役員に暴力団関係者がいる法人その他の団体(以下「暴力団関係者」という。)であるとき。

(保証金の預託)

第9条 卸売業者は、卸売の業務の許可を受けた日から起算して、1月以内に規則で定める誓約書を添えて保証金を市長に預託しなければならない。

2 前項に規定する卸売業者の預託すべき保証金の額は、次に掲げる金額の範囲内で規則で定める。

- (1) 青果部 1, 600万円以内
- (2) 水産物部 1, 600万円以内
- (3) 食肉部 1, 200万円以内
- (4) 花き部 1, 200万円以内

3 卸売業者は、保証金を預託した後でなければ、卸売の業務を開始してはならない。

4 第1項に規定する保証金は、現金とする。

(保証金の追加預託)

第10条 卸売業者は、保証金について差押、仮差押又は仮処分命令の送達があつたとき、若しくは国税滞納処分又はその例による差押があつたとき、又は預託すべき保証金の額が増額されたとき、若しくはその他保証金に不足を生じたときは、市長の指定する期間内に処分された金額又は不足金額に相当する金額を追加して預託しなければならない。

2 卸売業者は、前項の規定による預託を完了しない場合においては、指定期間経過後その預託を完了するまでは、卸売の業務を行うことができない。

3 前条第4項の規定は、保証金の追加預託について準用する。

(保証金の充当)

第11条 市長は、卸売業者が市場施設使用料その他市場に関して市に納付すべき金額の納付を怠ったときは、次項の優先して弁済を受ける権利に優先して保証金をこれに充てることができる。

2 卸売業者に対して市場における卸売のための販売又は販売の委託をした者は、当該販売又は販売の委託による債権に関し、当該卸売業者が預託した保証金について他の債権者に先立って弁済を受ける権利を有する。

(保証金の返還)

第12条 保証金は、卸売業者がその資格を失った日から起算して60日を経過した後でなければ、これを返還しないものとする。

(許可の取消し)

第13条 市長は、卸売業者が第8条第4項第1号、第2号、第5号、第6号若しくは第8号のいずれかに該当することとなったとき、又はその業務を的確に遂行するのに必要な資力信用を有しなくなったと認めるときは、その許可を取り消すものとする。

2 市長は、卸売業者が次の各号のいずれかに該当するときは、その許可を取り消すことができる。

(1) 正当な理由がないのに第8条第1項の許可の通知を受けた日から起算して1月以内に第9条第1項の保証金を預託しないとき。

(2) 正当な理由がないのに第8条第1項の許可の通知を受けた日から起算して1月以内にその業務を開始しないとき。

(3) 正当な理由がないのに引き続き1月以上その業務を休止したとき。

(4) 正当な理由がないのにその業務を的確に遂行しないとき。

3 市長は、前項の規定による処分をしようとするときは、当該処分の相手方又はその代理人が証拠を提示し、意見を陳述する機会を与えなければならない。

(事業又は営業の譲渡し等)

第14条 卸売業者が事業又は営業(市場における卸売の業務に係るものに限る。)の譲渡しをする場合において、譲渡人及び譲受人が譲渡し及び譲受けについて市長の認可を受けたときは、譲受人は卸売業者の地位を承継するものとする。

2 卸売業者たる法人の合併の場合(卸売業者たる法人と卸売業者でない法人が合併して卸売業者たる法人が存続する場合を除く。)において、当該合併について市長の認可を受けたときは、合併後存続する法人又は合併により設立された法人は、卸売業者の地位を承継するものとする。

3 第1項又は前項の認可を受けようとする者は、認可申請書を市長に提出しなければならない。

4 第1項又は第2項の認可については、第8条第4項の規定を準用する。この場合において、第8条第4項中「第1項の許可の申請」とあるのは「第14条第1項又は第2項の認可の申請」と、「同項の許可」とあるのは「同条第1項又は第2項の認可」と、「申請者」とあるのは「その申請に係る譲受人又は合併後存続する法人若しくは合併により設立される法人」と読み替えるものとする。

(卸売業者の相続)

第15条 卸売業者が死亡した場合において、相続人(相続人が2人以上ある場合において、その協議により当該卸売業者の市場における卸売の業務を承継すべき相続人を定めたときは、その者)が被相続人が行っていた市場における卸売の業務を引き続き営もうとするときは、市長の認可を受けなければならない。

2 前項の認可の申請は、被相続人の死亡の日から起算して60日以内にしなければならない。

3 相続人が第1項の認可の申請をした場合においては、被相続人の死亡の日からその認可があった旨又はその認可をしない旨の通知を受ける日までの間は、被相続人に対してした第8条第1項の許可は、その相続人に対してしたものとみなす。

4 第1項の認可を受けようとする者は、認可申請書を市長に提出しなければならない。

5 第1項の認可については、第8条第4項の規定を準用する。この場合において、第8条第4項中「第1項の許可の申請」とあるのは「第15条第1項の認可の申請」と読み替えるものとする。

6 第1項の認可を受けた者は、卸売業者の地位を承継する。

(名称変更等の届出)

第16条 卸売業者は、次の各号のいずれかに該当するときは、遅滞なくその旨を市長に届け出なければならない。

(1) 氏名若しくは名称又は住所を変更したとき。

(2) 商号を変更したとき。

(3) 法人である場合にあっては、資本金、出資の額及び役員を変更したとき。

(4) 卸売の業務を開始し、休止し、又は再開したとき。

2 卸売業者が死亡又は解散したときは、当該卸売業者の相続人又は清算人は、遅滞なくその旨を市長に届け出なければならない。

(卸売業者の事業報告書の提出等)

第17条 卸売業者は、事業年度ごとに規則で定めるところにより事業報告書を作成し、当該事業年度の末日から起算して90日を経過する日までに市長に提出しなければならない。

2 卸売業者は、前項の事業報告書の提出を行ったときは、事業報告書のうち合計貸借対照表及び合計損益計算書の写しを、1年間主たる事務所に備えておかななければならない。

3 卸売業者は、当該卸売業者に対して市場における卸売のための販売又は販売の委託をした者から、前項の写しを閲覧したい旨の申出があったときは、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、これを拒んではならない。

(1) 当該卸売業者の財務の状況を確認する目的以外の目的に基づき閲覧の申出がなされたと認められる場合

(2) 同一の者から短期間に繰り返し閲覧の申出がなされた場合

(卸売業務の廃止の届出)

第18条 卸売業者が卸売の業務を廃止しようとするときは、当該卸売の業務を廃止しようとする30日前までにその旨を市長に届け出なければならない。

(せり人の登録)

第19条 卸売業者が市場において行う卸売のせり人は、その者について当該卸売業者が市長の行う登録を受けている者でなければならない。

2 卸売業者は、前項の登録を受けようとするときは、規則で定めるところにより登録申請書を市長に提出しなければならない。

3 市長は、第1項の登録の申請があった場合は、次項の規定により登録を拒否する場合を除き、登録申請書を受理した日から起算して30日以内にせり人登録簿に次に掲げる事項を登載し、速やかにその旨を申請者に通知するとともに登録を受けたせり人に対し規則で定める登録証及び記章を交付するものとする。

(1) せり人の氏名及び住所

(2) 登録年月日

(3) 登録番号

4 市長は、第1項の登録の申請があった場合において、申請に係るせり人が次の各号のいずれかに該当するとき、又は登録申請書若しくはその添付書類に虚偽の記載があり、若しくは重要な事実の記載が欠けているときは、その登録をしてはならない。

(1) 破産者で復権を得ない者であるとき。

(2) 法の規定に違反して罰金以上の刑に処せられた者で、その刑の執行を受けることがなくなった日から起算して2年を経過しない者であるとき。

(3) 第21条の規定による登録の消除を受け、その消除の日から起算して1年を経過しない者であるとき。

(4) 仲卸業者若しくは買受人又はこれらの者の役員若しくは使用人であるとき。

(5) せりを遂行するのに必要な経験又は能力を有していない者であるとき。

5 市長は、前項第5号の経験又は能力の有無の認定のため、規則で定めるところにより試験を行うものとする。

(せり人の登録の取消し)

第20条 市長は、せり人が前条第4項第1号、第2号若しくは第4号のいずれかに該当することとなったとき、又はせりを遂行するのに必要な能力を有しなくなったと認めるときは、その登録を取り消すものとする。

(せり人の登録の消除)

第21条 市長は、せり人が次の各号のいずれかに該当するときは、その登録を消除するものとする。

(1) 前条の規定により登録の取消しを受けたとき。

(2) 卸売業者が当該せり人に係る登録の消除を申請したとき。

2 前項の規定により登録の消除を受けたせり人は、速やかに登録証及び記章を市長に返還しなければならない。

(登録証の携帯)

第22条 せり人は、卸売のせりに従事するときは、登録証を携帯するとともに規則で定める記章を着用しなければならない。

第2節 仲卸業者

(仲卸業者の数)

第23条 仲卸業者(次条第1項の規定により市長の許可を受けて仲卸しの業務を行う者をいう。以下同じ。)の数は、取扱品目の部類ごとに、次に掲げるとおりとする。

(1) 青果部 10人以内

(2) 水産物部 5人以内

(3) 食肉部 5人以内

(4) 花き部 1人

(仲卸業務の許可)

第24条 仲卸しの業務を行おうとする者は、市長の許可を受けなければならない。

2 前項の許可は、前条の取扱品目の部類ごとに行うものとする。

3 第1項の許可を受けようとする者は、許可申請書を市長に提出しなければならない。

4 市長は、第1項の許可の申請があった場合において申請が次の各号のいずれかに該当する場合は、同項の許可をしないものとする。

(1) 申請者が破産者で復権を得ない者であるとき。

(2) 申請者が法の規定に違反して罰金以上の刑に処せられた者で、その刑の執行を終わり、又はその刑の執行を受けることがなくなった日から起算して2年を経過しない者であるとき。

(3) 申請者が第27条において準用する第13条の規定による許可の取消しを受け、その取消しの日から起算して2年を経過しない者であるとき。

(4) 申請者が仲卸しの業務を的確に遂行するのに必要な知識及び経験又は資力信用を有しない者であるとき。

(5) 申請者が市場の卸売業者又は卸売業者若しくは仲卸業者の役員（当該法人にあって常時勤務し、直接経営に携わっている役員以外の役員を除く。）若しくは使用人であるとき。

(6) 申請者が法人であって、その役員（当該法人にあって常時勤務し、直接経営に携わっている役員以外の役員を除く。）のうちに第1号から第3号まで又は前号のいずれかに該当する者があるとき。

(7) その許可をすることによって仲卸業者の数が前条に定める数を超えることとなるとき。

(8) 申請者が暴力団員又は暴力団関係者であるとき。

(保証金の預託)

第25条 仲卸業者は、前条第1項の許可を受けた日から起算して1月以内に誓約書を添えて保証金を市長に預託しなければならない。

2 前項に規定する仲卸業者の預託すべき保証金の額は、第53条第1項に規定する仲卸業者に係る別表に定める市場施設の使用料の月額額の6倍に相当する額の範囲内で規則で定める。

3 仲卸業者は、保証金を預託した後でなければ、仲卸しの業務を開始してはならない。

4 第9条第4項及び第10条から第12条までの規定は、第1項の保証金について準用する。

(事業又は営業報告書の提出)

第26条 仲卸業者は、次の各号に掲げる区分に従い規則で定めるところにより、当該各号に掲げる日現在において作成した事業又は営業報告書をその日から起算して90日を経過する日までに市長に提出しなければならない。

(1) 法人である仲卸業者にあつては、毎事業年度の末日

(2) 個人である仲卸業者にあつては、毎年12月31日

(準用規定)

第27条 仲卸業者については第13条から第16条まで及び第18条の規定を準用する。

第3節 買受人

(買受人の承認)

第28条 市場において買受人(卸売業者から日常的に卸売を受ける者(仲卸業者を除く。))をいう。以下同じ。)になろうとする者は、取扱品目の部類ごとに市長の承認を受けなければならない。

2 前項の承認を受けようとする者は、規則で定める承認申請書を市長に提出しなければならない。

3 市長は、第1項の承認申請が次の各号のいずれかに該当する場合を除き、同項の承認をするものとする。

(1) 申請者が破産者で復権を得ない者であるとき。

(2) 申請者が卸売の相手方として必要な知識及び経験又は資力信用を有しない者であるとき。

(3) 申請者が当該申請に係る取扱品目の部類に属する卸売業者若しくは仲卸業者又は卸売業者若しくは仲卸業者の役員(当該法人にあつて常時勤務し直接経營業務に携わっている役員以外の役員を除く。)若しくは使用人であるとき。

(4) 申請者が第30条第1項又は第60条第1項第3号の規定による承認の取消しを受け、その取消しの日から起算して1年を経過しない者であるとき。

(5) 申請者の年間買受見込日数が市場開場日数の3分の1に満たないとき。

(6) 申請者が暴力団員又は暴力団関係者であるとき。

(名称変更等の届出)

第29条 買受人は、次の各号のいずれかに該当するときは、遅滞なくその旨を市長に届け出なければならない。

(1) 氏名、名称若しくは商号又は住所を変更したとき。

(2) 法人である場合にあっては、定款、資本金、出資の額又は役員を変更したとき。

(3) 卸売業者から卸売を受けることを廃止したとき。

2 買受人が死亡又は解散したときは、当該買受人の相続人又は清算人は、遅滞なくその旨を市長に届け出なければならない。

(買受人の承認の取消し等)

第30条 市長は、買受人が第28条第3項第1号、第3号又は第6号に該当することとなったとき、又は卸売の相手方として必要な資力信用を有しなくなったと認めるときは、その承認を取り消すものとする。

2 市長は、買受人が次の各号のいずれかに該当することとなったときは、市場における売買取引の全部又は一部を制限することができる。

(1) 売買取引に関し不正な行為があったとき。

(2) 買受代金の支払いを怠ったとき。

(3) 保管の費用又は損失金の支払いを怠ったとき。

(4) 正当な理由がなく引き続き3月以上その業務を休止したとき。

(買受人章)

第31条 市長は、買受人の承認をしたときは、規則で定める買受人章を貸与するものとする。

2 買受人は、市場内において前項に規定する買受人章を着用しなければならない。

第4節 関連事業者

(関連事業者の設置)

第32条 市長は、市場の業務の適正かつ健全な運営を確保するため必要があると認めるときは、市場機能の充実を図り、又は出荷者、買受人、買出人（市場内において規則で定めるところにより、市長の承認を得て仲卸業者から販売を受ける者をいう。以下同じ。）その他市場の利用者に便益を提供するため、市場の取扱品目の保管、貯蔵、運搬等の業務その他の業務を営む者に対し、市場内の店舗その他の施設において業務を営むことを許可することができる。

2 前項の許可を受けて市場内において業務を営もうとする者は、規則で定めるところにより、許可申請書を市長に提出しなければならない。

(許可の基準)

第33条 市長は、前条第1項に規定する業務（以下「関連事業」という。）を営むことについて同項の許可の申請をした者が次の各号のいずれかに該当するときは、許可をしない

ものとする。

- (1) 破産者で復権を得ない者であるとき。
- (2) 法の規定に違反して罰金以上の刑に処せられた者で、その刑の執行を終わり、又はその刑の執行を受けることがなくなった日から起算して2年を経過しない者であるとき。
- (3) 次条の規定による許可の取消しを受け、その取消しの日から起算して2年を経過しない者であるとき。
- (4) 業務を的確に遂行するために必要な知識及び経験又は資力信用を有しない者であるとき。
- (5) 暴力団員又は暴力団関係者であるとき。

(許可の取消し)

第34条 市長は、関連事業の許可を受けた者（以下「関連事業者」という。）が前条第1号、第2号若しくは第5号に該当することとなったとき、又はその業務を的確に遂行するのに必要な資力信用を有しなくなったと認めるときは、その許可を取り消すものとする。

(保証金の預託)

第35条 関連事業者は、第32条第1項の許可を受けた日から起算して1月以内に規則で定める誓約書を添えて、保証金を市長に預託しなければならない。

2 前項に規定する関連事業者の預託すべき保証金の額は、第53条第1項に規定する関連事業者に係る別表に定める市場施設の使用料の月額額の6倍に相当する額の範囲内で規則で定める。

3 関連事業者は、保証金を預託した後でなければ、その業務を開始してはならない。

4 第9条第4項及び第10条から第12条までの規定は、第1項の保証金について準用する。

(関連事業の規制等)

第36条 市長は、関連事業の適正かつ健全な運営を確保するため特に必要があると認めるときは、関連事業者に対しその者の市場における業務について必要な指示をすることができる。

(準用規定)

第37条 関連事業者については第15条、第16条及び第26条の規定を準用する。

第3章 売買取引及び決済の方法

(売買取引の原則)

第38条 市場における売買取引は、公正かつ効率的でなければならない。

(売買取引の方法)

第39条 卸売業者は、市場において行う卸売については、せり売又は相対取引の方法によらなければならない。

2 卸売業者は、市場における物品の入荷量が一時的に著しく減少する場合等であつて市長が指示したときは、せり売の方法によらなければならない。

3 卸売業者は、生鮮食料品等の品目ごとに、いずれの販売方法によるかを市場内の見やすい場所における掲示等の方法により、関係者に十分周知しなければならない。

(差別的取扱の禁止)

第40条 卸売業者は、卸売の業務に関し、出荷者又は仲卸業者若しくは買受人その他の卸売業者から卸売を受ける者に対して不当に差別的な取扱いをしてはならない。

2 卸売業者は、その許可に係る取扱品目の部類に属する物品について市場における卸売のための販売の委託の申込みがあつた場合には、正当な理由がなければ、その引受けを拒んではならない。

(仲卸業者及び買受人以外の者に対する卸売の報告)

第41条 卸売業者は、市場における卸売の業務について、仲卸業者及び買受人以外の者に対して卸売をしたときは、次に掲げる区分により毎月20日までに前月中の当該卸売の対象となる生鮮食料品等の品目ごとの卸売数量を市長に報告しなければならない。

(1) 他の卸売市場において卸売の業務を行う者又は他の卸売市場の買受人等(当該他の卸売市場において卸売業者から卸売を受けることにつき開設者の許可又は承認を受けた者をいう。)に対して卸売をしたもの

(2) 前号に掲げる者以外の者に対して卸売をしたもの

(売買取引条件の公表)

第42条 卸売業者は、次に掲げる事項について、インターネットの利用その他の適切な方法により公表しなければならない。

(1) 営業日及び営業時間

(2) 取扱品目

(3) 生鮮食料品等の引渡しの方法

(4) 卸売のための販売の委託に係る手数料(以下「委託手数料」という。)その他の生鮮食料品等の卸売に関し出荷者又は買受人が負担する費用の種類、内容及び額

(5) 生鮮食料品等の卸売に係る販売代金の支払期日及び支払方法

(6) 取引に係る奨励金等（以下「奨励金等」という。）がある場合には、その種類、内容（その交付の基準を含む。）及び額

（卸売業者以外の者から買い入れて行った販売の報告）

第43条 仲卸業者は、市場内において第24条第1項の許可に係る取扱品目の部類に属する生鮮食料品等を当該市場の卸売業者以外の者から買い入れて販売したときは、規則で定めるところにより市長に報告しなければならない。

（衛生上有害な物品の売買禁止）

第44条 市長は、衛生上有害な物品が市場に搬入されることがないように努めるものとする。

2 衛生上有害な物品は、市場において売買し、又は売買の目的をもって所持してはならない。

3 市長は、衛生上有害な物品の売買を差し止め、又は撤去を命ずることができる。

（卸売予定数量等の報告）

第45条 卸売業者は、規則で定めるところにより、当日卸売を予定している主要な物品についてその品目ごとの規格、等級、数量、主要な産地等について、市長に報告しなければならない。

2 卸売業者は、規則で定めるところにより、売買取引の方法ごとに、当日卸売をした物品ごとの数量、主要な産地、高値、中値、安値に区分した卸売価格及び卸売金額（せり売又は相対取引に係る金額にその消費税及び地方消費税に相当する金額を上乗せした金額をいう。以下同じ。）を市長に報告しなければならない。

3 卸売業者は、規則で定めるところにより、毎月10日までに前月中に卸売をした物品の市況並びに卸売をした物品の数量及び卸売金額を市長に報告しなければならない。

4 卸売業者は、第1項及び第2項の報告を行ったときは、遅滞なく報告した事項を公表しなければならない。

5 卸売業者は、前月の委託手数料の種類ごとの受領額及び奨励金等がある場合にあっては当該月の奨励金等の種類ごとの交付額（第42条の規定によりその条件を公表した委託手数料及び奨励金等に係るものに限る。）をインターネットの利用その他の適切な方法により公表しなければならない。

（卸売予定数量等の公表）

第46条 市長は、卸売業者から前条第1項の規定による報告を受けたときは、その日の卸売が開始されるときまでに品目ごとの数量を市場内の掲示場に掲示するものとする。

2 市長は、卸売業者から前条第2項の規定による報告を受けたときは、売買取引の方法ご

とに、主要な品目の卸売の数量及び卸売価格を公表するものとする。この場合において卸売価格については高値、中値、安値に区分するものとする。

(決済の方法)

第47条 取引参加者が取引した売買代金の支払期日、支払方法等については、当事者間で定める契約によるものとする。

(物品の品質管理)

第48条 卸売業者、仲卸業者その他の市場関係事業者は、食品衛生法（昭和22年法律第233号）その他食品安全に関する法令に即して品質管理を行わなければならない。

第4章 市場施設の使用

(施設の使用指定)

第49条 卸売業者、仲卸業者、買受人及び関連事業者が使用する市場施設（市場内の土地、建物及びその他の施設をいう。以下同じ。）の位置、面積、使用期間その他の使用条件は、市長が指定する。

2 市長は、市場の業務の適正かつ健全な運営を確保するため、特に必要があると認めるときは、前項に規定する者以外の者に対して市場施設の使用を許可することができる。

(用途変更、転貸等の禁止)

第50条 前条第1項の指定又は同条第2項の許可を受けた者（以下「使用者」という。）は、当該市場施設の用途を変更し、又は当該市場施設の全部若しくは一部を転貸し、若しくは他人に使用させてはならない。ただし、市長の承認を受けた場合は、この限りでない。

(原状変更の禁止)

第51条 使用者は、市場施設に建築、造作若しくは模様替えを行い、又は市場施設の原状に変更を加えてはならない。ただし、市長の承認を受けた場合は、この限りでない。

2 使用者が前項ただし書の規定により市長の承認を受けて市場施設に建築、造作若しくは模様替えを行い、又は市場施設の原状に変更を加えたときは、市長は、使用者に対し市場施設の返還の際に原状回復を命じ、又はこれに代わる費用の弁償を命ずることができる。

(返還)

第52条 使用者の死亡、解散若しくは廃業又は業務許可の取消しその他の理由により市場施設の使用資格が消滅したときは、相続人、清算人、代理人又は本人は、市長の指定する期間内に自己の費用で当該市場施設を原状に復して返還しなければならない。ただし、市長の承認を受けた場合は、この限りでない。

(使用料等)

第53条 市場施設の使用料は、別表に定める額とし、月単位で徴収するものとする。この場合において、使用面積に1平方メートル未満の端数面積があるときは、当該端数面積を1平方メートルとして算出するものとする。

2 使用期間が1カ月に満たない場合の使用料は、日割計算によるものとする。

3 前2項の規定により算出した額に10円未満の端数金額があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。

4 市場において使用する電力、ガス及び水道等の費用で市長の指定するものは、使用者の負担とする。

5 使用料及び使用者の負担する費用の納付について必要な事項は、規則で定める。

(使用料の減免)

第54条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、使用料を減免することができる。

(1) 使用者が国又は地方公共団体のとき。

(2) その他市長が特別の理由があると認めたとき。

(既納の使用料)

第55条 既納の使用料は、還付しない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、その全部又は一部を還付することができる。

(1) 使用者の責めに帰することができない理由により、市場施設を使用できなかったとき。

(2) その他市長が特別の理由があると認めたとき。

(使用の制限等)

第56条 市長は、市場施設について業務の監督、災害の予防その他市場の管理上必要があると認めるときは、使用者に対し使用の指定の変更又は使用の制限その他の必要な措置を命ずることができる。

(補修弁済)

第57条 市長は、故意又は過失により市場施設を滅失又は損傷した者に対してその補修を命じ、又はその費用の弁償を命ずることができる。

第5章 監督

(報告及び検査)

第58条 市長は、市場の業務の適正かつ健全な運営を確保するため必要があると認めるときは、卸売業者、仲卸業者又は関連事業者に対しその業務若しくは財産に関し報告若しくは資料の提出を求め、又はその指定する職員に卸売業者、仲卸業者又は関連事業者の事務

所その他の業務を行う場所に立ち入り、その業務若しくは財産の状況若しくは帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。

- 2 前項の規定により立入検査をする職員は、規則で定めるところにより、その身分を示す証明書を携帯し関係人に提示しなければならない。
- 3 第1項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

(改善措置命令)

第59条 市長は、市場における卸売の業務の適正かつ健全な運営を確保するため必要があると認めるときは、卸売業者に対し当該卸売業者の業務又は会計に関し必要な改善措置をとるべき旨を命ずることができる。

- 2 市長は、卸売業者及び仲卸業者の財産の状況が次の各号のいずれかに該当する場合において、市場における卸売の業務又は仲卸の業務の適正かつ健全な運営を確保するために必要があると認めるときは、卸売業者又は仲卸業者に対して当該卸売業者又は当該仲卸業者の財産に関し必要な改善措置を取るべき旨を命ずることができる。

(1) 流動資産の合計金額の流動負債の合計金額に対する比率が100パーセントを下回った場合

(2) 純資産の合計金額の純資産及び負債の合計金額に対する比率が20パーセントを下回った場合

(3) 連続する2以上の事業年度において、経常損失が生じた場合

- 3 市長は、市場における関連事業の業務の適正かつ健全な運営を確保するため必要があると認めるときは、関連事業者に対し当該関連事業者の業務又は会計に関し必要な改善措置をとるべき旨を命ずることができる。

(監督処分)

第60条 市長は、卸売業者、仲卸業者、買受人、買出人又は関連事業者がこの条例若しくはこの条例に基づく規則又はこれらに基づく処分に違反した場合は、卸売業者にあつては第1号、仲卸業者にあつては第2号、買受人にあつては第3号、買出人にあつては第4号、関連事業者にあつては第5号に掲げる処分をすることができる。

(1) 第13条第1項の許可を取り消し、又は6カ月以内の期間を定めてその許可に係る卸売業務の全部又は一部の停止を命ずること。

(2) 第24条第1項の許可を取り消し、又は6カ月以内の期間を定めてその許可に係る仲卸業務の全部又は一部の停止を命ずること。

- (3) 第28条第1項の承認を取り消し、又は6カ月以内の期間を定めて市場への入場の停止を命ずること。
 - (4) 第32条第1項の承認を取り消し、又は6カ月以内の期間を定めて市場への入場の停止を命ずること。
 - (5) 第32条第1項の許可を取り消し、又は6カ月以内の期間を定めてその許可に係る業務の全部又は一部の停止を命ずること。
- 2 市長は、せり人が次の各号のいずれかに該当するときは、その登録を取り消し、又は6カ月以内の期間を定めてその業務の停止を命ずることができる。
- (1) この条例若しくはこの条例に基づく規則又はこれらに基づく処分に違反したとき。
 - (2) せり売に関して委託者又は仲卸業者若しくは買受人と気脈を通じて不当な処置をなし、又はこれらの者をして談合その他不正行為をさせたとき。
 - (3) その職務に関して委託者又は仲卸業者若しくは買受人から金品その他の利益を受したとき。
 - (4) 前3号に掲げるもののほか、市長がせり人としての職務に公正を欠く行為があると認めたととき。
- 3 市長は、第49条第2項の規定により市場施設を使用している者がこの条例若しくはこの条例に基づく規則又はこれらに基づく処分に違反した場合は、その許可の全部又は一部を取り消し、又は6カ月以内の期間を定めて市場施設の使用の全部又は一部の停止を命ずることができる。
- 4 卸売業者、仲卸業者、買受人、買出人又は関連事業者について、法人の代表者又は法人若しくは法人の代理人、使用人その他の従業員が、その法人又は法人の業務に関し、この条例若しくはこの条例に基づく規則又はこれらに基づく処分に違反する行為をしたときは、その行為者に対して6カ月以内の期間を定めて入場を停止するほか、その卸売業者、仲卸業者、買受人、買出人又は関連事業者に対しても第1項の規定を適用する。
- 5 前各項の取消しの処分については、第13条第3項の規定を準用する。

第6章 市場運営協議会

(協議会の設置)

第61条 市場の適正かつ円滑な運営を図るため、松本市公設地方卸売市場運営協議会（以下「協議会」という。）を置く。

2 協議会は、市場の運営に関し必要な事項を協議する。

(組織)

第62条 協議会は、委員16人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱又は任命する。

(1) 生鮮食料品等の生産、流通又は消費に関して知識経験を有する者

(2) 関係行政機関の職員及び市長の定める職にある市の職員

(任期)

第63条 委員の任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第64条 協議会に、会長及び副会長各1名を置く。

2 会長及び副会長は、委員の互選による。

3 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代理する。

(会議)

第65条 協議会の会議(以下「会議」という。)は、会長が招集し会長がその議長となる。

2 協議会は、委員の半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。

3 協議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

(意見の聴取)

第66条 協議会は、必要に応じて関係者の出席を求めて意見を聴くことができる。

(庶務)

第67条 協議会の庶務は、産業振興部において処理する。

第7章 雑則

(卸売業務の代行)

第68条 市長は、卸売業者が許可の取消しその他の行政処分を受け、又はその他の理由で卸売の業務の全部又は一部を行うことができなくなった場合には、当該卸売業者に対し販売の委託があり、又は販売の委託の申込みのあった物品について他の卸売業者にその販売の業務を行わせるものとする。

2 市長は、前項の卸売の業務を行わせる卸売業者がいないか、又は他の卸売業者に行わせることが不適当と認めるときは、自らその卸売の業務を行うものとする。

3 前2項の規定は、市場に出荷された物品について委託の引受けをする卸売業者がいない場合又は不明な場合について準用する。

(無許可営業の禁止)

第69条 卸売業者、仲卸業者及び関連事業者がそれぞれの許可を受けた業務を行う場合及び市長が必要と認める者が営業行為を行う場合を除くほか、市場内においては、物品の販売その他の営業行為をしてはならない。

2 市長は、前項の規定に違反した者に対しては、市場外に退去を命ずることができる。

(市場への出入り等に対する指示)

第70条 市場への出入り、市場施設の使用又は物品の搬入、搬出及び場内での運搬については、市長の指示に従わなければならない。

2 市長は、前項の指示に従わない者に対しては、市場への出入り、市場施設の使用又は物品の搬入、搬出及び場内での運搬を禁止することができる。

(市場秩序の保持等)

第71条 取引参加者及び市場へ入場する者は、市場の秩序を乱し、又は公共の利益を害する行為を行ってはならない。

2 市長は、市場秩序の保持又は公共の利益の保全を図るため必要があると認めるときは、取引参加者及び市場入場者に対し入場の制限その他必要な措置をとることができる。

(許可等の制限又は条件)

第72条 市長は、この条例の規定による許可、認可、承認又は指定には、制限又は条件を付けることができる。

2 前項の制限又は条件は、許可、認可、承認又は指示に係る事項の確実な実施を図るため必要な最小限度のものとし、かつ、許可、認可、承認又は指定を受けた者に不当な義務を課することとならないものでなければならない。

(指定管理者による管理)

第73条 市場の管理は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項の規定により、指定管理者(同項に規定する指定管理者をいう。以下同じ。)にこれを行わせることができる。

2 指定管理者は、松本市公の施設の指定管理者の指定手続等に関する条例(平成15年条例第46号)第3条第1項各号のいずれにも該当するものとする。

3 第4条及び第5条の規定にかかわらず、指定管理者は、必要があると認めるときは、あらかじめ市長の承認を得て、市場の開場の期日又は開場時間を変更することができる。

4 指定管理者は、前項の規定により市場の開場の期日又は開場時間を変更したときは、変更後の開場の期日又は開場時間を市場において掲示しなければならない。

5 第1項の規定により市場の管理を指定管理者に行わせる場合における第44条から第46条まで、第49条から第52条まで、第56条、第57条、第69条第2項及び第70条から前条（指定管理者が行う許可、承認又は指定に係るものに限る。）までの規定の適用については、これらの規定中「市長」とあるのは、「指定管理者」と読み替えるものとする。

（指定管理者が行う業務）

第74条 指定管理者は、次に掲げる業務を行うものとする。

- (1) 市場施設の使用条件に係る指定及び使用の許可等に関する業務
- (2) 市場の維持管理に関する業務
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市場の運営に関する事務のうち、市長のみの権限に属する事務を除く業務

（委任）

第75条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、開設の許可のあった日から施行する。

（買受人の承認）

2 この条例の施行の際、現に松本市地方卸売市場業務条例（昭和47年条例第45号）第9条第1項の承認を受けて買受人となっている者は、第24条第1項の承認を受けた買受人とみなす。ただし、この条例の施行の際に既に業務を廃止若しくは休止している者又は資力信用がないと市長が認めた者は、この限りでない。

附 則（平成2年3月22日条例第13号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成5年3月12日条例第26号）

この条例は、平成5年4月1日から施行する。

附 則（平成8年6月27日条例第34号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成9年3月14日条例第31号）抄

（施行期日）

1 この条例は、平成9年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 第1条の規定による改正後の松本市市民会館条例の規定、第2条の規定による改正後の松本市駅前会館条例の規定、第3条の規定による改正後の松本市社会文化会館条例の規定、第4条の規定による改正後の松本市本郷婦人会館条例の規定、第6条の規定による改正後の松本市多目的研修センター条例の規定、第7条の規定による改正後の松本市農村広場条例の規定、第9条の規定による改正後の松本市農村環境改善センター条例の規定、第10条の規定による改正後の松本市林業センター条例の規定、第11条の規定による改正後の松本市大久保工場公園団地管理会館条例の規定、第13条の規定による改正後の松本勤労者体育センター条例の規定、第14条の規定による改正後の松本市勤労会館条例の規定、第16条の規定による改正後の松本市美ヶ原温泉テニスコート条例の規定、第21条の規定による改正後の松本市公設地方卸売市場条例の規定、第22条の規定による改正後の松本市自転車駐車場条例の規定、第23条の規定による改正後の松本市松本駅西駐車場条例の規定、第24条の規定による改正後の松本市下町会館条例の規定、第25条の規定による改正後の松本市中町蔵の会館条例の規定、第28条の規定による改正後の松本市西部運動広場条例の規定、第30条の規定による改正後の松本市立小学校、中学校条例の規定、第31条の規定による改正後の松本市あがたの森文化会館条例の規定、第33条の規定による改正後の松本市音楽文化ホール条例の規定、第34条の規定による改正後の池上百竹亭条例の規定及び第39条の規定による改正後の松本市営駐車場条例（以下「改正後の市営駐車場条例」という。）の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後に徴収する使用料から適用し、施行日前に徴収する使用料については、なお従前の例による。

附 則（平成11年3月12日条例第19号）

この条例は、平成11年4月1日から施行する。

附 則（平成12年9月22日条例第61号）

（施行期日）

1 この条例は、平成12年10月1日から施行する。

（経過措置）

2 この条例の施行の際現にこの条例による改正前の第11条の規定によるせり人の登録を受けている者は、この条例による改正後の第11条の規定によるせり人の登録を受けた者とみなす。

附 則（平成13年3月16日条例第10号）抄

（施行期日）

1 この条例は、平成13年4月1日から施行する。

附 則（平成15年12月18日条例第77号）
（施行期日）

1 この条例は、平成16年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この条例による改正後の松本市公設地方卸売市場条例第63条及び別表の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後の使用に係るものから適用し、施行日前の使用に係るものについては、なお従前の例による。

附 則（平成16年6月24日条例第21号）

この条例は、平成16年8月1日から施行する。

附 則（平成17年9月22日条例第182号）

この条例は、平成17年10月1日から施行する。

附 則（平成18年3月16日条例第6号）抄
（施行期日）

1 この条例は、平成18年4月1日から施行する。

附 則（平成18年9月22日条例第61号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成20年12月18日条例第65号）

（施行期日）

1 この条例は、平成21年4月1日から施行する。ただし、第2条第3号の改正規定は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 この条例による改正後の松本市公設地方卸売市場条例の規定（第2条第3号の規定を除く。）は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後の卸売に係るものから適用し、施行日前の卸売に係るものについては、なお従前の例による。

（準備行為）

3 委託手数料の率の届出に関する手続きその他この条例を施行するために必要な準備行為は、この条例の施行前においても行うことができる。

附 則（平成23年6月23日条例第24号）

この条例は、平成24年4月1日から施行する。

附 則（平成23年12月14日条例第44号）

(施行期日)

- 1 この条例は、平成24年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の別表の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後の使用に係るものから適用し、施行日前の使用に係るものについては、なお従前の例による。

附 則（平成26年3月14日条例第38号）

(施行期日)

- 1 この条例は、平成26年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の第46条第4項、第50条第2項、第52条及び第56条第1項の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後の卸売に係るものから適用し、施行日前の卸売に係るものについては、なお従前の例による。
- 3 この条例による改正後の別表の規定は、施行日以後の使用に係る使用料で施行日以後に徴収するもの及び施行日以後の許可に係る保証金から適用し、施行日以後の使用に係る使用料で施行日前に徴収するもの及び施行日前の使用に係る使用料で施行日以後に徴収するもの並びに施行日前の許可に係る保証金については、なお従前の例による。

附 則（平成27年3月13日条例第2号）

(施行期日等)

- 1 この条例は、公布の日（以下「施行日」という。）から施行し、この条例による改正後の松本市国土利用計画審議会条例、松本市消費者保護条例、松本市住居表示審議会条例、松本市環境基本条例、松本市青少年問題協議会条例、松本市農業振興地域整備促進等協議会設置条例、松本市公設地方卸売市場条例、松本市商工業振興条例、松本市観光開発審議会設置条例、松本市交通安全基本条例及び松本市モーテル類似施設建築等規制条例（以下「新条例」という。）の規定は、施行日以後に新条例の規定に基づき行う委員の委嘱又は任命から適用する。

(松本市議会議員である委員の任期の特例)

- 2 この条例による改正前の松本市国土利用計画審議会条例、松本市消費者保護条例、松本市住居表示審議会条例、松本市環境基本条例、松本市青少年問題協議会条例、松本市農業振興地域整備促進等協議会設置条例、松本市公設地方卸売市場条例、松本市商工業振興条例、松本市観光開発審議会設置条例、松本市交通安全基本条例及び松本市モーテル類似施

設建築等規制条例の規定により委員に委嘱され、又は任命されている者で、その委員としての任期が平成27年5月1日以後の日までである者のうち、松本市議会議員である者の当該委員の任期は、前項及び新条例の規定にかかわらず、平成27年4月30日までとする。

附 則（平成31年3月18日条例第36号）

改正 令和元年9月24日条例第12号

（施行期日）

1 この条例は、令和元年10月1日から施行する。

（経過措置）

2 この条例による改正後の第46条第4項、第50条第2項、第52条及び第56条第1項の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後の卸売に係るものから適用し、施行日前の卸売に係るものについては、なお従前の例による。

3 この条例による改正後の別表の規定は、施行日以後の使用に係る使用料で施行日以後に徴収するもの及び施行日以後の許可に係る保証金から適用し、施行日以後の使用に係る使用料で施行日前に徴収するもの及び施行日前の使用に係る使用料で施行日以後に徴収するもの並びに施行日前の許可に係る保証金については、なお従前の例による。

附 則（令和元年9月24日条例第12号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（令和2年3月9日条例第15号）

（施行期日）

1 この条例は、令和2年6月21日から施行する。

（経過措置）

2 この条例の施行の前日に、地方卸売市場等に関する条例（昭和46年長野県条例第55号）第5条の規定によりなされた卸売業務の許可は、この条例による改正後の第8条の規定によりなされた卸売業務の許可とみなす。

附 則（令和3年3月22日条例第9号）抄

（施行期日）

1 この条例は、令和3年4月1日から施行する。

別表（第25条、第35条、第53条関係）

区分	金額	
卸売業者市場	売上高割	売上金額から消費税及び地方消費税を除いた金額（以下「税抜売上金額」）

			という。)に1,000分の1.5及び100分の110を乗じて得た額。ただし、第41条第1号に規定する卸売に係る売上金額については、当該税抜売上金額の1,000分の1及び100分の110を乗じて得た額
		面積割	卸売場面積1m ² 当たり 月額 168円
仲卸業者市場		売上高割	税抜売上金額(第43条に規定する販売分に限る。)に1,000分の1.5及び100分の110を乗じて得た額
		面積割	仲卸売場面積1m ² 当たり 月額 1,131円
買荷保管所	主棟	1m ² 当たり	月額 126円
	花き棟	1m ² 当たり	月額 126円
	青果配送棟	1m ² 当たり	月額 251円
	水産配送棟	1m ² 当たり	月額 251円
倉庫		1m ² 当たり	月額 691円
駐車場		1台当たり	月額 3,300円
冷蔵庫	青果	建物・機械一式	月額 313,230円
	水産	建物・機械一式	月額 1,003,610円
業者事務所		1m ² 当たり	月額 754円
加工所	バナナ加工棟	建物・機械一式	月額 614,950円
	青果附属棟	1m ² 当たり	月額 754円
	水産附属棟	1m ² 当たり	月額 754円
関連業者市場	郵便局	1m ² 当たり	月額 1,571円
	物販店	主棟、管理棟	1m ² 当たり 月額 1,131円
		青果組合棟	1m ² 当たり 月額 754円
		水産組合棟	1m ² 当たり 月額 754円

	等	
	飲食店	1 m ² 当たり 月額 1, 131円
井戸水		1 m ³ 当たり 31円
会議室	大会議室	1時間当たり 1, 650円
	中会議室	1時間当たり 1, 100円
	小会議室	1時間当たり 550円
調理実習室		1時間当たり 550円
土地		1 m ² 当たり 月額 84円
自動販売機設置場所		1台当たり 月額 2, 200円
ゴミ仕分け作業所		1 m ² 当たり 月額 189円
水産低温卸売場施設		一式 月額 162, 380円